

外部評価に関する実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、静岡大学評価規則第12条に基づき、国立大学法人静岡大学（以下「本学」という。）における外部評価の実施に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 外部評価は、本学の教育研究活動等に関する自己点検・評価の一環として外部有識者の検証・評価を経ることにより、本学における教育研究活動等の改善を主たる目的とする。

(外部評価の実施対象)

第3条 外部評価は、本学の理念・目標に基づく教育研究活動等の状況について行う。

(外部評価の実施時期)

第4条 外部評価は、中期目標期間の4年目に実施する。

(外部評価の実施等)

第5条 外部評価は、本学が検証・評価のためにあらかじめ用意する資料等に基づき、外部有識者が検証・評価を行う。

2 評価項目及び基本的な観点、特記事項は別紙のとおりとする。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、外部評価の実施に関し必要な事項は、評価会議が別に定める。

附 記

1 この要項は、令和7年 4月 1日から実施する。

2 組織評価に関する実施要項（平成19年10月17日制定）は、廃止する。

(別紙)

評価項目及び基本的な観点

評価項目	基本的な観点
1. 教育に関する事項	(1) 中期目標・中期計画の達成に向け進捗しているか。 (2) 中期計画に設定した評価指標の目指す水準に向け進捗しているか。
2. 研究に関する事項	
3. 社会貢献・国際交流等に関する事項	
4. 大学運営等に関する事項	

特記事項

評定	判断基準
特筆すべき点	(1) 優れた点や強み・特色が発揮されている点が認められ、かつ、成果が確認できる。 (2) 他法人のモデルになり得る先進性・先駆性が認められる。
注目すべき点	(1) それぞれの個性を踏まえたユニークな取組であると判断するものや、結果的に十分な成果は出ていなくても、先進的な取組であると判断するもの。
遅れている点	(1) 中期目標・中期計画と照らして、改善を要すると判断するもの。